

統計委員会  
第 14 回産業統計部会  
議 事 録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

統計委員会  
第 14 回産業統計部会

議事次第

1 日 時：平成 21 年 3 月 12 日(木)9:59～12:20

2 場 所：総務省第 2 庁舎 3 階第 1 会議室

3 議 題：特定サービス産業実態調査の改正について

4 配布資料

資料 1 第 20 回統計委員会における諮問資料(抜粋)

資料 2 特定サービス産業実態調査 調査計画の改正(案)関係資料

参考 1 統計委員会諮問第 7 号の答申 特定サービス産業実態調査の改正について  
(平成 20 年 5 月 12 日付け府統委第 66 号)

参考 2 諮問関係資料

参考 3 第 20 回統計委員会における主な意見(特定サービス産業実態調査関係)

参考 4 産業統計部会名簿

5 議事録

舟岡部会長 おはようございます。まだ、定刻に若干時間がありますが、委員、専門委員の皆様お集まりですので、ただいまから第 14 回産業統計部会を開催します。

私、本部会の部会長を務めさせていただきます舟岡です。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしてございます参考 4、参考 1 の一番下に 1 枚紙があるかと思いますが、部会名簿が配布されております。今回、本件に関しまして、第 1 回目の部会でありますので、名簿の順に、委員、専門委員、各府省との順で簡単に自己紹介、ご挨拶をお願いします。それでは順にお願いいたします。

美添委員 青山学院大学の美添と申します。よろしくお願いいたします。

出口委員 東京工業大学の出口と申します。よろしくお願いいたします。

岡室専門委員 一橋大学の岡室と申します。専門委員です、よろしくお願いいたします。

川本専門委員 早稲田大学大学院の川本裕子です。よろしくお願いいたします。

笹井専門委員 ぴあ総合研究所の笹井と申します。よろしくお願いいたします。

篠崎専門委員 大和総研の篠崎と申します。よろしくお願いいたします。

鈴木専門委員 商工中金の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

土屋専門委員 統計数理研究所の土屋と申します。よろしくお願いいたします。

舟岡部会長 続きまして、各府省からお願いいたします。

内閣府 内閣府の中島です。

総務省 総務省経済統計課の長藤と申します。よろしく申し上げます。

文部科学省 文部科学省の松崎と申します。よろしく申し上げます。

厚生労働省 厚生労働省の田中と申します。よろしくお願いいたします。

農林水産省 農林水産省の河津と申します。本日、藤寄の代理で参りました。よろしく  
お願いいたします。

経済産業省 経済産業省の小林と申します。よろしくお願いいたします。

国土交通省 国土交通省の柳田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

東京都 東京都の久野でございます。よろしく申し上げます。

埼玉県 埼玉県の大石と申します。よろしく申し上げます。

日本銀行 日本銀行石田と申します。よろしく申し上げます。

舟岡部会長 事務局からも簡単にお願いたします。

中島室長 事務局担当室長の中島です。よろしく申し上げます。

犬伏統計審査官 経済統計担当の審査官をやっています犬伏と申します。よろしく  
お願いいたします。

事務局 久米と申します。よろしく申し上げます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

本日の議題は3月9日に開催されました第20回統計委員会におきまして、総務大臣から  
諮問された「特定サービス産業実態調査の改正について」です。ご承知のように、統計法  
は平成19年5月に全面改正され、この4月から全面施行となります。今回の諮問は3月に  
行われましたので、諮問自体は旧法によるものですが、4月以降は新法の附則第14条（旧  
法等の規定に基づく処分又は手続の効力）により新法による諮問とみなされ、その答申も  
新法に基づいて行われることとなりますので、その旨、御承知置きいただきたいと思いま  
す。

これに伴って部会での審議も従来と若干変わります。まず総務省においてあらかじめ新  
法の承認基準に基づいて審査した結果を「審査メモ」という形で部会にお示しし、基本的  
にはその審査メモに沿って審議を行っていきたいと思いますので、よろしく協力をお願い  
いたします。

本日の会議は12時までを予定しておりますが、時間配分としては、今後の審議スケジ  
ュール、諮問の概要等に加えて、先ほど説明しました審査メモについての事務局からの説  
明後、調査実施者である経済産業省から、今回の改正計画案についての説明を30分程度、  
次いで審査メモにおける論点を踏まえて、皆様方から改正計画案についての御意見、御質  
問等について御発言いただく時間を1時間程度とりたいと思います。

それでは、初めに、本日の配布資料、今後の審議スケジュールについて事務局の犬伏統  
計審査官から説明をお願いします。

犬伏統計審査官 まず配布資料でございますが、本日の議事次第、その議事次第の後ろに配布資料一覧をつけていますので、それを見ながら、御確認いただければと思います。

資料としては、資料 1、資料 2 の 2 つの資料、参考資料としまして、参考 1～参考 4 まで。席上配布資料といたしまして、審査メモ、参考資料、大部になっていますが、集計表、それから、今後の産業統計部会の開催スケジュール。

以上が、本日用意させていただいた資料でございます。

それから、1 点、新たに専門委員になられた方におきましては、席上に辞令を併せて配布させていただいておりますので、御確認いただければと思います。

それから、次に今後の全体の審議スケジュールでございますが、席上配布資料の「産業統計部会の開催スケジュールについて」というものを見ていただければと思います。本件につきましては、今週月曜日の 3 月 9 日の統計委員会に諮問をしたところでございます。本日、第 1 回目の産業統計部会で御審議いただいて、2 回目を 4 月 1 日、3 回目を 4 月 6 日、4 回目を 4 月 20 日ということで予定しております。予備日として 5 月 1 日を予定しております、5 月 11 日の統計委員会において、本件についての答申をいただきたいと思っております。

もう少し詳しく申し上げますと、次回の第 2 回目の産業統計部会におきましては、リース業、冠婚葬祭業、映画館等につきまして、その業界の有識者をお呼びいたしまして、更に深い専門的な見地からの御議論をいただきたいと思っております。

3 回目につきましては、情報サービス業、学習塾の関係につきまして、同じく業界の方をお呼びいたしまして専門的な見地から検討をお願いしたいと思っております。

3 回目が終わった段階で、部会長と御相談の上、事務局の方で答申案の素案を作成させていただきたいと思っております。その素案につきましては、事前に私どもの方から、各委員、専門委員に配布いたしまして、御意見等をいただきたいと思っております。

それを踏まえて、4 回目に答申案について御議論いただきたいと考えてございます。

本日、先ほど部会長から御説明がありましたように、私どもの方から、今回の諮問の概要等について御説明させていただきまして、その後、調査実施者である経済産業省から、今回の改正計画案について説明いただいて、その上で、時間の許す範囲で御審議をいただきたいと思っております。

舟岡部会長 資料が大部になっていますが、整っていますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事に入ります。諮問の概要及び審査メモについて、事務局の犬伏統計審査官から説明をお願いいたします。

また、併せて 3 月 9 日の諮問時における統計委員会での議論の概要についても説明をお願いいたします。

犬伏統計審査官 それでは諮問の概要につきまして、資料 1 に基づいて御説明させていただきたいと思っております。資料 1 は、今週月曜日の統計委員会に提出させていただいた資料でございます。その 4 ページを見ていただければと思いますが、「特定サービス産業実態調

査の概要」ということで、グリーンの資料があるかと思いますが、それを中心として御説明させていただきます。

特定サービス産業実態調査の目的でございますが、本調査につきましては、経済産業省所管のサービス業につきまして、その特性事項を明らかにするというような趣旨から、昭和48年から情報サービス業でありますとか、物品賃貸業等5業種について調査を開始いたしまして、以後、毎年調査を実施してきています。

この間、基本業種、それから周期的に行う業種、新規に行う業種等にパターン分けして、調査を実施するといった形態が20~30年続いてきたわけですが、18年調査からは、毎年調査化を図って、以後、順次業種を拡大して実施してきています。

調査期日 でございますが、毎年11月1日現在で調査を実施しています。

調査対象業種 でございますが、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等、今回で全体28業種でございます。昨年まで物品賃貸業等21業種について実施していますが、今回、冠婚葬祭業、映画館等、対個人サービス業7業種について、追加しようという計画でございます。

調査対象 でございますが、約5万5,000事業所・企業になっています。原則、この調査は事業所単位での調査を実施していますが、なかなか事業所単位で売上高等がとれないというような、ここがございます映像情報制作・配給業等6業種につきましては、企業単位で調査をすることにしています。

抽出方法 でございますが、原則、業種別、事業従業者規模別、都道府県別に層化して調査対象を抽出します。それで、全国の業種別の標準誤差率が2%におさまるように、また、都道府県別の業種別の標準誤差率が20%以内におさまるようにという標本設計をしています。ただ、母集団数が1,000に満たないというような業種につきましては、7業種でございますが、これについては引き続き全数で調査をしたいというものでございます。

調査票の種類 でございますが、全体28業種でございますが、一部の業種、物品賃貸業等については共通の調査票を使うということで、今回追加する7業種については7調査票を追加していますが、全体で19種類となっています。

調査系統 でございますが、調査の流れは、まず基本的には経済産業省から都道府県の統計主管課を通じて調査員調査ということで、事業所単位で実施しております22業種については、この方式で実施しています。ただ、一部都道府県の中で調査対象が郡部であるとか、へんぴなところがあれば、それは調査の効率性の観点から、県から郵送調査で実施しているものもございます。

それから、今回、企業単位の6業種につきましては、経済産業省が民間事業者を活用しまして郵送調査で直轄で調査をやる予定でございます。

それから、本社一括調査でございます。これは従前から本社の方で、傘下の事業所分も含めて提出いただけるというような事業者については、経産省直轄で本社一括調査ということで調査をしています。

今回、調査員であるとか、調査客体からいろいろ問い合わせ等が出てくるのが想定されますので、それに的確に対応するという事で、民間事業者を活用してコールセンターを設置したいという計画です。

それから、結果の公表でございますが、これにつきましては、調査実施後9カ月以内に速報、1年以内に確報ということで公表を行ってきています。

次に、この調査がどういうところに使われているかということでございますが、1つは行政的な活用としては、例えば産業活力再生特別措置法(産活法)、この中で、サービス業の生産性の向上の支援を国が行っていくということがうたわれていまして、そういった施策の基礎資料として本調査結果が活用されているところです。

それから、統計的な活用といたしまして、GDP統計の中で商品別の出荷額推計等でコモ法を使っていますが、その中で広告業であるとか、ソフトウェア業等につきましては、本調査の売上高等が使われているところです。産業連関表におきましても、生産額推計でありますとか、投入額推計におきまして、本調査の結果が使われています。

以上がおおむね今回の諮問の概要ということですが、今回の詳しい改正の中身につきましては、「諮問の概要」の2ページ目の「3 改正内容」のところを見ていただければと思います。説明は、重複しますので割愛させていただきます。

それから、審査メモを用意させていただきました。席上配布資料の中に「審査メモ」というものがあるかと思えます。それと審査メモのバックデータということで、参考1として前回の統計委員会での本件に関する答申、参考2として「諮問関係資料」ということで、これから申し上げます審査メモのバックデータを添付させていただいておりますので、併せてご覧いただければと思います。

それでは、審査メモでございますが、「1 今回の改正計画の概要等」につきましては、既に今申し上げたので割愛させていただきます。2ページ目でございますが、「2 審査の視点と審査結果」、ここから御説明させていただきます。

今回、諮問に当たりまして、私ども審査部局の方で、計画案について事前審査を行ったわけですが、現時点で我々が考えていることについてまとめたものでございます。審査の視点と審査結果につきましては、大きく3つの視点から今回我々の方では審査を行いました。

「(1)法定事項」は、統計法第10条(承認の基準)で3つの要件が定められていますので、この要件に今回の改正計画の内容が合致しているかどうかというもので見たものです。

それから、5ページ目でございますが、もう一つは、「(2)『公的統計の整備に関する基本的な計画』(案)との整合性」、これは現在、今週の金曜日に実は閣議決定される予定で今進捗しているところでございますが、今後、5年間等を見据えて、今後の日本の統計がどうあるべきかというものを統計委員会の答申を踏まえながら、政府レベルでの決定をしようという計画ですが、この中で述べられていることと、今回の計画案との整合性ということとを2番目のポイントといたしました。

それから、3番目のポイントといたしまして、参考1として添付していますが、前回答申で指摘いただいた事項、それについての対応がどうなっているかという大きく3点から審査したわけでございます。

2ページ目に戻っていただきたいと思います。2ページ目で、まず法定事項の3つの要件について、1つはアで書いてございますように、今回の改正計画が基幹統計(指定統計)としての作成目的に照らして必要かつ十分なものになっているかどうかという視点、それが第1号。それから、3ページ目、イといたしまして、同様に今回の計画が統計技術的に合理的かつ妥当なものになっているかどうかという視点でございます。それから、4ページのウにありますように、他の基幹統計調査との重複の範囲が合理的な範囲に収まっているかどうか、という以上3つの見地から審査を行っています。

2ページ目に戻っていただきまして、アの「基幹統計の作成目的に照らした必要性等の観点」からの審査ですが、「(ア)調査対象業種の追加について」ということで、今回、対個人サービス7業種について追加する計画ですが、それにつきましては、先ほど申し上げましたように、産活法の第30条において、国がサービス業の生産性の向上の支援を行うこととされて、基礎資料が必要となっている、それが1点。また、経済成長戦略大綱、平成18年7月に財政・経済一体改革会議で決定されたものですが、その別表で、平成20年度までに「特定サービス産業実態調査の調査対象業種を2009年までに7業種から28業種に段階的に拡充することについて検討する」ということが指摘されていまして、これに対応するための改正ということです。サービス業統計の整備にも資するということで、私どもとしては妥当と考えたところです。

それから、2点目でございますが、「(イ)追加業種の調査票及び調査事項について」というところですが、今回追加する対個人サービスの7業種について、新たに調査票を設定するとともに、その業種に対応した調査事項を設定するというので、本調査が業種ごとの特性を捉えるということでございますので、基本的には妥当ではないかと考えているところです。

「(ウ)調査対象事業所規模に応じた調査事項の精粗の設定について」、これについては、前回、統計委員会の答申においても指摘されたところでございますが、調査対象事業所の規模に応じた調査事項の精粗の設定について、今回、事業所規模により事業活動に差異があることを考慮するとともに調査客体の負担軽減を図る観点から、今回このような措置が行われているわけです。

簡素化する事項については、事業従事者が4人以下の事業所の年間営業費用の内訳等々の、いわゆる詳細情報です。

それから、今回も簡素化を図る小規模事業所の売上高の当該業種全体に占める割合は20%未満ということを検討しますと、今回の簡素化については特に問題ないと考えているところです。

「(エ)集計事項の追加について」ですが、これについては当然7業種追加しましたので、

その調査事項に対応した形で集計事項を追加する、これは統計ニーズに対応したものであり妥当だと考えているところです。

次に、「イ 統計技術的な合理性・妥当性の観点」からの審査ということですが、まず、「(ア)標本調査方式の導入について」ということをございます。これも前回統計委員会の答申で指摘されたものですが、母集団数が少ない7業種を除く21業種につきまして、売上高をベースとして、業種別の標準誤差率が2%以内、都道府県別業種別の標準誤差率が20%以内になるように標本設計を行いまして、調査対象を5万1,000抽出するという計画です。

これにつきまして、結果精度を勘案しながら、地方公共団体の実査対応能力等も踏まえた上での改正ということで、特に問題はないと考えているところです。

「(イ)調査方法の変更について」ですが、これにつきましては、インターネット附随サービス業等事業所を対象とする22業種については、先ほど申し上げたように、地方公共団体、都道府県の統計主管課を経由した調査員調査方式で実施する。それから、企業を対象とする6業種につきましては、民間事業所を活用した郵送調査方式で実施する。この郵送調査方式で実施する6業種については、回収率の低下が懸念されるところですが、地方公共団体なり、統計調査員の事務負担や企業単位の調査については、都道府県別の表章ができないというようなことを考えれば、やむを得ない措置であるというふうに考えているところです。

それから、コールセンターの設置につきましては、調査の円滑な実施を図る観点から妥当なものであると考えているところです。

「(ウ)集計結果表章の見直しについて」ですが、集計結果表章につきましては、全国表、都道府県表における資本金別規模別集計とか、都道府県表における政令指定都市別集計等、いわゆるクロス表的なものについては、精度が著しく低下するというので、指定統計(基幹統計)としての結果表章を行わない。なお、参考表ということで、誤差情報と併せて経産省のホームページ上はこういった従来集計についても公表する予定にしているところです。

これについては、指定統計(基幹統計)の重要性を勘案して正確性の確保に配慮した措置だということで妥当と考えているところです。

それから、もう一つ、今回初めて標本調査を導入いたしました。それに合わせて悉皆層の欠測値について、今回補正を行うという方法をとっています。これについても、前回の統計委員会の答申で指摘されたところをございます。これまで本調査につきましては、単純に回収結果を集計するという方法をとってきていましたが、欠測値について今回補完を行うという計画です。

補完方法につきましては、ここに書きましたように、3つの方法、即ち 横置き補完、伸び率補完、 平均値補完、この3種類の補完手法について、経産省の中でシミュレーションをやって、その結果と、手法の適用の利便性を考慮いたしまして、今回は平均値補完を採用しようということにして、これについても妥当であると考えているところです。

それから、ウといたしまして、「重複範囲の合理性の観点」をございます。参考 2 - 3

で概念図等をつけていますが、本調査のようにサービス業に関する、原則、事業所ベースの調査ということであれば、今後5年周期で実施されます「経済センサス - 基礎調査」、これが本年の7月実施予定でございます。それから、24年2月実施予定の「経済センサス - 活動調査」以外に認められないのではないかと考えているところです。

また、本調査で企業ベースで調査する業種が6業種ございます。これにつきましては、既存の指定統計調査である財務省の「法人企業統計調査」、経産省の「経済産業省企業活動基本調査」の対象ともなっています。ただ、法人企業統計調査については、御承知のとおり、企業の経理情報(損益計算書、貸借対照表)のみを捉えるという調査です。また、企業活動基本調査につきましては、1枚の調査表で経産省所管業種を横並びで企業活動の実態を捉えるということで、いずれも本調査のように当該業種の事業活動の特性を把握するものとは性格を異にするのではないかと考えているところです。

なお、サービス業の実態を把握する統計調査としては、承認統計調査として、20年7月から総務省が「サービス産業動向調査」を実施しております。経済産業省が「特定サービス産業動態統計調査」を実施しています。しかしながら、これはいずれも月次の短期的な動向を捉えるということで、本調査のように年次ベースでサービス業の特性を捉えるというものになっていません。

このように、本調査と他の指定統計調査との間の重複については、合理的と認められる範囲を越えていないと認識しているところです。

それから「(2)『公的統計の整備に関する基本的な計画』(案)との整合性」ということですが、これも参考2-4に掲げてございますが、基本計画において、本調査について直接言及しているところはありません。ただ、行政記録について、今後こういう委員会での審議、私ども審査におきまして、行政記録としてどういうものがあり、それが活用できるかどうか、そういう視点で見るといって指摘がございますが、本調査28業種について、基本的には許認可業種ではありませんので、行政記録情報は特段認められない状況です。

「(3)前回答申への対応状況」ということで、参考1で、前回の委員会の答申を付けさせていただきます。その中で、今後の検討課題として指摘されたものが大きく4点あります。

から につきましては、既に御説明申し上げたので省略させていただきます。

で、「各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数、デザイン業等における外注業務の内容等、「映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業」における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加など、各業種の特性に対応した調査事項の設定について、その把握可能性も含め検討すべきである」との指摘をいただいているところですが、これにつきましては、経産省において、指摘事項を踏まえて検討を行っているところですが、指摘された調査事項の把握の可能性、具体的な把握方法、記入者負担の適切化など検討すべき課題も多いということで、まだ結論を得るまでに至っていないとい

うことですので、現時点においてはやむを得ないと考えているところです。

以上が、私どもの審査部局としてのスタンスということでございます。

それから、もう一点、3月9日の委員会での議論ということで、これは事務局のクレジットでまとめさせていただきましたが、参考3を見ていただければと思います。主な意見ということで2点ほどまとめさせていただきました。

1点目は、「本調査の位置付け等について」ということで、今回の調査で28業種をカバーすると、これは産業分類の小分類ベースでございますが、これによって一応経済産業省所管のサービス業については、年次ベースの統計としては全体をカバーすることになる。しかしながら、本調査の対象となっていない業種、例えば他省庁所管業種、こういったものを含めて統計体系(サービス統計体系)の中で本調査の位置付けという視点で審議をお願いしたいというような意見がありました。

それから、今回、7業種追加するわけですが、その中で学習塾を追加しますが、こういったものにつきましては、1つは利用者が調査結果を使いやすくするように、どこにどういう統計結果があるのかというようなものを明示的に指し示す必要があるのではないかと。それから、学習塾については文科省とも関係するということもございまして、学習塾について、どのようなことを調査し分析するのか、その辺は経産省と文科省で十分連携をとって調査事項等を詰める必要があるのではないかと、との意見がありました。

大きく以上2点の議論が行われたところです。

私どもの方から、以上です。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。続きまして、経済産業省調査統計部から、今回の改正計画案について説明をお願いいたします。

なお、調査実施者から改正計画案を説明していただいた後、皆様方から今回の改正計画案に関して御意見、お考え等を順に御発言いただくことを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本調査の改正の要点を中心にポイントを絞って30分程度で説明をお願いします。

経済産業省 それでは、私、経済産業省調査統計部サービス統計室で企画調整を担当させていただきます田邊と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

平成21年特サピ実態調査の改正計画案につきましては、大部ではありますけれども、資料2ということで、資料2-1から資料2-12まで御用意をさせていただきました。これに沿いまして、私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、中身について、私から御説明をさせていただきたいと思っております。まず資料2-1をごらんいただければと思います。

先ほど伏伏審査官からも御紹介ございましたとおり、本調査の21年改正計画につきましては、大きく5点ほどの内容ということになってございます。その5点、資料2-1にまとめてございますけれども、1.として、まず28業種整備に向けた「対象業種の拡充」とい

うこととでございます。2.から4.までが、昨年5月、平成20年の本調査の改正計画に向けていただきました答申、ここにおいて、今後の課題とされたいくつかの事項、これへの対応でございます。5.が実査環境の整備ということで、これに向けた所要の改正をするという概ね内容になってございます。こうした5点の内容につきまして、順番にかいつまんで御説明をさせていただきます。

まず「1.調査対象業種の拡充」ということとでございます。特サビ実態調査ですが、サービス産業の事業活動等の実態を捉える、その統計データの提供を行うことを目的とした統計調査でございます。先般、平成17年7月、翌年平成18年7月にそれぞれ出されました骨太の方針におきまして、サービス統計の抜本的拡充を図るといようなこと、それから20年6月に改定が最初にされました経済成長戦略大綱におきまして、サービス統計の抜本的拡充ということを積極的に推進するという政府方針が示されたわけとございますが、これを受けまして、本調査におきまして、2009年までに、28業種段階的に拡充をするということで検討を進めてきたところでございます。

当然サービス産業の統計整備の一助とすることに加えまして、経済産業省としまして、サービス産業の生産性向上といふことの政策ニーズがございまして。このもと、必要となる統計データの確保という観点から、当省所管業種を中心とした統計整備を図るといふ趣旨で、平成18年以降、21年調査の間までに順次28の業種について統計整備を図るといふ計画をしてきたわけとございます。先ほど審査官のほうから御紹介いただきました産業活力再生特別措置法といふところの事業分野指針等の設定といふようなこともございまして、この法律の一部改正をした際、19年6月とございましてけれども、国会の場で附帯決議を受けまして、サービス産業の生産性向上を図るために事業分野別指針を策定するに当たっては、業種間の多様性に十分考慮するとともに、サービス産業の実態を的確に把握するため統計調査の抜本的な拡充を早急に実現すること、といふような付帯決議もいただいております。このよう背景のもとに、先ほど申し上げた28の業種の拡充といふことを図っていくといふことでやってきたこととございます。

本年、平成20年、昨年の調査までで対ビジネス支援サービス関連といふことで整備をしました21業種に加えまして、対個人向けサービス業、この7業種を加えることで、申し上げております最終目標である28業種の拡充といふことを達成するといふ計画とございます。

拡充の業種につきましては、具体的に申し上げますと、冠婚葬祭業、映画館、興行場・興行団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、学習塾、教養・技能教授業、この7業種といふことを予定してございます。

この業種に関しましては、資料、飛びまして恐縮ですが、2-5といふものがございまして。「特サビ実態調査の必要性について」といふペーパーを御用意してございまして、今、申し上げたような中身に関しまして、種々御説明した紙とございますが、2.の後半、「特サビ実態調査の対象業種」といふことで、2ページ目、裏とございますが、下線部を引いた業

種が今回追加をさせていただきたいという計画をしている 7 業種でございます。

これら 28 業種の選定でございますけれども、当省としては、「サービス産業の生産性向上」ということを政策ニーズに掲げておりました平成 18 年の時点で、特に重点的に施策を講じるべき産業分野というものを重点 6 分野として設定をしております。これを受けまして、本調査の拡充業種につきましても、所管業種を中心にこの 6 分野を踏まえつつ所管業種について拡充を図るという視点で計画をしていたところでございます。

また調査内容については、資料 2-3 をご覧いただければと思います。ここに調査票をお配りしております。今回、追加を計画した業種については、1 ページから 7 ページまでの様式としては 7 種類ということになりますけれども、大まかな構成、内容といたしましては、昨年まで実施をしておりました 21 業種と同様、従業者の状況であるとか、売上高、経費といったような共通的な事項というものを柱としながら、売上高の業務種類別構成、もしくは業種ごとに特性事項を把握するような項目の設定ということについて計画をしているところでございます。

具体的な部分につきましては、ご覧いただければと思いますけれども、そういった形で、例えば冠婚葬祭業における年間取扱件数であるとか、映画館における入場者数や系列施設の項と、興行場・興行団における入場者数、年間興行回数など、こういった事業活動について特性を把握するという意味での事項設定をしているところでございます。

以上が、簡単ではございますけど、調査対象業種の拡充についてということで御説明申し上げます。

続きまして、「2. 標本調査方式の導入」ということでございます。今般の 28 業種への拡充に伴いまして、特サビ実態調査の調査対象業種というのは、悉皆調査の対象としますと、約 28 万事業所ということで、今回の 20 年の調査に比べまして、およそ 2 倍近い調査対象事業所数に増大することになります。

一方で、都道府県における実査体制、調査員の確保難といったようなところからの制約条件等もございますので、悉皆調査方式による実査というのは非常に現実性を欠くような状況というのが今の状況でございます。昨年いただきました答申においても、こういった点を御議論いただきまして、調査対象事業所の記入者負担の軽減であるとか、都道府県や調査員の事務負担の軽減といったようなものの観点から、標本調査の導入というものについて御指摘を受けているところでございます。今回の改正において、標本調査方式の導入というものを計画してきております。

今回、導入する標本調査の考え方につきましては、資料 2-6 を御用意しておりますのでご覧いただければと思います。いくつかのステップ、プロセスを簡単な絵にさせていただいたものでございます。これに沿って若干御説明をさせていただきたいと思っております。

一番上に母集団として 28 業種、約 28 万事業所を書かせていただいておりますが、これは平成 18 年の事業所・企業統計調査の結果に、平成 19 年でございますが、直近の特定サービス産業実態調査の結果を反映したもので計算をした結果、28 業種対象が母集団として

は約 28 万事業所あるということでございます。このうち、まず母集団数が非常に小さな規模になるような業種については、事実上この業種の特性を把握する際に、標本調査をしてしまいますと、対象数が非常に小さくなるということで、全体の業種特性が把握をできなくなるおそれがあるということで、今回の標本調査の設計からは、この業種について対象としないで、従来どおり全数調査というふうな形で整理をしてございます。具体的には事務用機械器具賃貸業、クレジットカード、割賦金融業、計量証明業、音声情報制作業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、映画館、公園、遊園地といった 7 業種でございますが、いずれにしても、母集団数が、これは 1,000 に満たないような業種ですので、これら 7 業種につきましては、先ほど申し上げたとおり、従来どおり全数業種ということで調査をさせていただきたいと思っております。

母集団数・標本数につきましては、資料 2 - 6 の 2 ページ目をご覧くださいと思えますけれども、こちらのほうに 28 業種につきまして、設計をした結果を載せてございますが、この中で青く塗りつぶした業種、これが今、申し上げた業種でございます。

これらの 7 業種を除外した残りの 21 業種につきまして、業種ごとに 8 つの事業従事者規模区分、それから、47 の都道府県区分ということで、それぞれ層を設定しまして、業種ごとの売上高の総和に対する標準誤差率、これを 2% 以内になるよう標本設計をしてございます。このような形で抽出をした調査標本数をネイマン配分といった形で各層に配分をするという方法をとりました。

その後、抽出層ごとに総和の算出や標準誤差を評価できるように、それぞれ 0 とか 1 しかないような層につきましては、最低標本として 2 を置くというような形での設定をする、都道府県別の集計結果の利活用ということを考慮しまして、その利活用が可能になるような部分について予算を含めたりソースで可能な限り配慮するというので、業種ごと、都道府県ごとの売上高の総和に対する標準誤差率が 20% を超えるような層につきましては、20% 以内になるようにそれぞれ標本を追加するというような措置をして設計をしたところでございます。

この結果、標本の数につきましては、資料 2 - 6、先ほどご覧いただいております 2 ページ目のとおり、一番下の欄の右側に黒く線で囲んでいるところがございますが、結果として、全体の標本数は 4 万 9,336 というような標本数ということになります。

これで設計をしました 4 万 9,336 は、これ自体、回収率が 100% を設定した場合の標本数でございます。本調査はこれまで回収率が全体で 80% 前後ということで、どうしても 20% 前後が未回収というような形になってきてございます。標本理論により導かれた標本設計数であります 4 万 9,336 という数を確保するために、この未回収の分をあらかじめこの標本数に加味をするということをして標本数の追加をあえてさせていただいております。

この標本数を追加をした結果は、資料 2 - 6 の 3 ページ目、同じように A3 の縦長で資料を用意してございますけれども、これの同じようなところを見ていただきますと、結果 5 万 5,746 というような数になります。この回収率を加味した標本数ということで、今回の

調査の調査対象数ということで計画をしているものでございます。

なお、1点だけ資料の修正をさせていただければと思いますが、中段:設計標本数ということで、抽出層、悉皆層、合計ということで数字を載せてございますが、抽出層のところに、2802という数字になってございますが、恐縮でございます、一部欠けてございまして28,024というのが正式な数字でございますので修正をお願いいたします。

以上が標本設計の概要でございます。

続きまして、「3.調査事項の精粗」ということでございます。こちらにつきましては、資料2-7をご覧くださいいただければと思います。特サビ実態調査は、先ほど申し上げているとおり、産業特性を把握するということを目的としておりますので、この観点から調査事項が設定をされております。したがって、特性事項、特性項目、必要最低限という設定にはしてございますけれども、非常に数が多く設定がされております。少なからず調査対象事業者の方からは負担が大きいというような御指摘を従来から受けているところでございますが、昨年いただきました答申においても、調査対象事業所の規模に応じた調査事項の精粗というものの設定について御指摘を受けているところでございます。今回の改正におきましては、結論で申し上げますと、事業従事者規模「4人以下」の層につきまして調査事項を簡素化することを計画しているところでございます。

調査事項の精粗については、業務種類別の市場規模や利益率、従業員1人当たりの売上高等、こういったものを分析できるような基礎的な情報と、一方で営業費用や契約先産業別割合、事業従事者数、固定資産など、事業活動にかかわる詳細な情報ということで2つに大きく区分できると考えておりますけれども、規模の小さな事業者の方々にとりまして、後者であります詳細情報は従前から非常に記入が困難であるという御意見を調査対象から多くいただいているところでございます。

また、粗の部分の調査対象の選定基準ですが、業種合計に対する売上高のカバー率を見させていただいたところ、業種ごとにいろいろと差異はありますけれども、「4人以下」は概ね売上高のシェアでいきますと、20%以下というところに収斂をしていること。これにつきましては、今ご覧いただいている資料2-7の3ページにシミュレーションした結果を提示させていただきました。28業種中、精粗を図らない7業種と売上高の詳細情報が入手できなかった一部の業種を除きまして、20業種について、今回、規模別の売上高構成を示したというものでございます。黄色い部分が「4人以下」の部分、青い部分が「9人以下」ということで、いずれも小規模事業者という設定で整理をしてございますけれども、ご覧いただくとデザイン業、教養・技能教授業、学習塾などで、「9人以下」とした場合、実は売上高に対するシェアが実は40%程度まで上がってしまうというようなことで、こういった形を考えると、業種特性の把握ということを考えれば、「9人以下」ということになりまして、なかなかその業種特性の把握という観点から支障を来すのではないかとということで、「4人以下」というようなところで、まず設定をさせていただいたというようなところでございます。

それから、この区分につきましては、實際上、標本設計時に設定をしました事業従事者区分の8区分と合わせてございますけれども、これを準用することで表章する際、他の項目との一体化というようなことを図るなど、設定において少し工夫をするという観点からも「4人以下」という基準で調査事項の精粗を図ろうということでございます。

標本設計のときにも御説明をしたとおり、母集団が1,000に満たない業種が7業種ございますが、これについては、調査事項を簡素化しますと、やはり「4人以下」のところ非常に事業所が多ございまして、詳細情報の集計を行う際、例えば秘匿箇所が大幅に今よりも増大してしまうといったようなことが想定されますので、このような結果公表に大きな支障が出るようなことを想定すれば、7業種につきましては、調査事項について精粗を図らずに実施をするということで計画をしているところでございます。

以上が調査事項の精粗化という観点でございます。

次に「4.表章の見直し」というところでございますが、資料2-8をご覧くださいければと思います。特サビ実態調査結果の集計につきましては、全国の集計値とあります総合統計表というものと地方別の集計値であります都道府県別表というものに大きく2つ区分されているわけでございますが、それぞれについて次のような改正を計画をしているところでございます。

まずは、標本設計の導入に伴いまして、従前の表章では誤差率が非常に高くなる表が生じるということになりますので、これらの表については、原則、指定統計としての統計表としては表章せずに、一方でこれまでの結果データの利活用ということを考えますと、これらの集計結果、何の形も出さないというわけにはいきませんので、別途参考表という形で作成をした上で、誤差情報と併せて当省のホームページなどで掲示をするというようなことで、情報については網羅的に提供をしていきたいというふうに計画をしているところでございます。

2ページ目の(3)をご覧くださいければと思いますけれども、表側と表頭それぞれに規模区分を設定しているような実は詳細なクロス表というものが存在をいたします。これについて誤差率等を既存のものでシミュレーションをしたところでございます。

結果につきましては、4ページ以降、「誤差情報から見た表章の見直しについて」ということで、一部ソフトウェア業の結果についてのみ添付をさせていただいております。6ページあたりをご覧くださいければと思います。赤く囲んだ部分についてをご覧くださいければと思いますか、基本的には誤差率を再計算したものでございますが、表頭の部分をご覧くださいければと思いますが、年間売上高の規模別について、合計値については概ね100%を切るような誤差率というような形でかなり小さい形で収斂をしているところですが、表頭赤いところを囲んだ右のほうに進んでいただきますと、例えば売上高規模区分にて500万以上1千万未満という区分を設定した場合につきましては、非常に大きく誤差率が上がるというような状況が見てとれます。こういった状況のまま指定統計の統計表ということで公表することについては、これは耐えられないような状態ではないかということで判断をし

て、指定統計の統計表からは、今回削除するような形で計画をしているところでございます。

2 ページ目のほうに戻っていただければと思いますけれども、都道府県表でございますけれども、都道府県表の中でも、基本的に標本設計にかかわるものについては同じような考え方について整理をしてございますけれども、これまで政令指定都市別という表章も実は併せて行ってまいりました。しかし今回の標本設計におきましては、政令指定都市ごとの層化というものを一切考慮してございませんので、集計・表章につきましては、先ほどと同様、非常に誤差率の高い結果が出てくるということで、今回の表章計画からは除外をさせていただきます。

先ほども申し上げたとおり、こういった指定統計の統計表から除外をした集計項目につきましては、別途参考表として作成をして、こういった誤差情報を含めてホームページのほうで御提供するような形で網羅的に提供ができればと考えているところでございます。

それから、表章の見直しに関連をした改正計画ということで、欠測値の補完ということでございます。これについて御報告をさせていただきますが、これは2-9をごらんいただければと思います。

先ほど犬伏審査官の方からも御説明ありましたとおり、本調査の調査結果というのは、これまで回収した結果を単純集計した形で行ってまいりました。回収率の変動であるとか、回答事業所の変動といったことによって、時系列比較をする際、非常に大きな影響が出ているのではないかというような御指摘を従来から受けてきたところでございます。昨年の答申においても、これと同様の御指摘を受けているということで、欠測値の補正方法について検討すべきということで御指摘を受けているところでございます。今回、改正計画におきましては、こうした状況を改善することに加えまして、標本調査導入後においては、抽出層においては総和の推計の過程において欠測値補完と同等の措置を行うことを考えますと、一方で設定された悉皆層において、未回収等で欠測した情報があった場合、欠測値を補完しないとすると抽出層と悉皆層において集計の考え方が異なるため問題があると認識しており、悉皆層における欠測値についても何らかの形で補完を行うということが不可欠であるという考えにいたり、欠測値の補完ということについて、今回の改正計画で導入を図るということで計画をしたものでございます。

この手法の導入に当たっては、他の先行的な取り組みを参照しながら、3つの手法を想定いたしました。

1つが前年データ、もしくは前々年データ、こういったものの結果を単純に横置きにしていく補完方法。2つ目は前年もしくは前々年データを用いて該当する層内、その伸び率を計算しまして、これによって補完をしていく方法。それから、3番目としましては、当該年次で調査をした結果を用いまして、その層内の平均値を計算して、それによって補完をするというような方法を想定しました。

この3つの方法につきまして、特サビ実態、平成18年、19年ということで2年分でご

ざいますけれども、若干パネル的なデータが作成できますので、このデータを用いて、実際の集計値から任意で20%のデータを欠落させたような形で、3つの方法についてそれぞれシミュレーションをして、どれだけ真の値に近づくのかというようなことを行いました。

この結果につきましては、今、ご覧いただいております資料2-9の3ページ以降に結果を掲載してございます。平成18年、19年の結果を使ってございますので、シミュレーションできる業種については限りがございますが、できるものについては、今回シミュレーションをしております、その結果をすべて御提示をしているような形でございます。

見方を申し上げますと、上から横置きで補完をした場合、2番目が伸び率を使った補完をした場合、3番目が平均値によるもの、それぞれ補完を行った場合と、一番最後は任意で20%欠落をさせた場合に何の補完もしなかった場合というようなことを売上高の総和の推定値と、それを真の値で割った値、それぞれ右、左でプロットしたものでございます。

計算はそれぞれ1万回程度ずつ行っております。赤いラインのところは真の値ということでございますので、ここからどの程度乖離しているかで精度が現われているとご覧いただければと思っております。結果を見ていただく限り、伸び率補完に関する手法の評価、真ん中でございますが、表章をざっと見ていただくと、伸び率補完による手法の評価は総じて高いわけでございますけれども、特サビ実態調査につきましては、平成18年以降、順次拡大を図ってきたということで、現段階では28業種中11業種でしか前年のデータが確保できません。

したがって、実は今回の補完方法として3つ設定をしておりますが、平均値、横置き補完といった方法に関しては、すべての業種で採用することが不可能ということになります。したがって、今回21年の調査結果に対する補完の方法としましては、3番目の平均値による手法というものを採用させていただきたいと考えて計画をしているところでございます。

一番下の結果を見ていただくとおり、いずれにしろ、これまで御指摘をいただいたとおり、80%の回収率を単純集計した場合はこのような乖離がされているということを見ますと、何かしらの補完をするということで真の値に少しでも近づけるという努力が重要と我々も認識してございますので、この方法については、100%有効だということではございませんが、今回に限ってはそういった制約からこの方法をとらせていただければと思っております。

この欠測値の補完の方法等に関しましては、現段階でも今申し上げたとおり画一的に効果を発揮するような手法は明らかになってございませんので、28種類がある集計結果においては、例えば業種によってとか、項目によって実は採用すべき方法を変えなければいけないとか、いろいろな可能性があると考えております。こういったところで、評価の高い手法の採用を今後目指してデータの蓄積がされていった段階で引き続き検討を続けて、更に手法のブラッシュアップと有効率を図っていきたいと考えているところでございます。

以上が表章の見直しという観点での改正でございます。

5 番目でございますが、「調査実施方法の変更」ということですが、資料 2 - 10 をご覧いただければと思います。今回の改正計画におきましては、調査実施の一翼を担っていただいております都道府県及び調査員の事務負担を少しでも軽減をすることが必要というような状態であるということは、昨年の本調査の計画を御審議いただいた際にも御報告をしたところでございますが、今回もこの事務負担の軽減を図る観点から業種拡充、対象数の増加ということを考慮して、標本設計を今回導入をして、実際には対象規模の効率化というものを図ってきたところでございますが、これまでに比べて都道府県及び調査員の担当業種が大幅に今回増加することになります。これまで 11 の業種について御担当いただいていたものが今回一気に 28 の業種に増加をするということで、なお、これで事務負担が大きいという状況になっているのが現状でございます。

このため 20 年調査と同様に、21 年の調査計画においては、都道府県経由による調査員調査方式と国直轄の郵送調査方式を併用して実施するというところで計画をしているところでございます。この際、国が直轄調査として入れようとする範囲につきましては、郵送調査方式を前提ということになりますので、郵送調査方式をとったとして精度の高い調査結果がある程度期待ができるということ、これまで都道府県表章というものを行ってこない業種があるということ。都道府県表章を行う業種に都道府県の実施資源を集中していただくということで、これまで以上の回収が期待できるというようなことを考慮いたしまして、28 業種のうち企業のベースを単位としている業種、これは 6 業種でございますが、これにつきまして、国が直轄調査ということで郵送調査方式を導入するというところで計画をさせていただいております。

具体的には、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、クレジットカード業・割賦金融業、こういった 6 業種と考えてございます。

2 ページ目には、都道府県別の業種別の標本数をお示ししてございます。今回の 6 業種を国の直轄調査とした場合の都道府県の分担ということについて表示をしているものでございます。御参照いただければと思います。

また、3 ページ目には、直近平成 20 年で 10 業種お認めいただいて、郵送調査方式を導入して実施をしているわけですが、直近の回収率ということでお示しをさせていただきます。国直轄の郵送調査、ここに掲げさせていただいております 10 業種で実施をしてございますが、合計で 52.5% という回収実績となっております。

この後、経済産業省の方で審査過程にいろいろ移行していくわけですが、大規模な事業者を中心にでき得る限り督促というようなことを図って行って回収状況の向上を今後とも引き続き図っていくというような予定でございます。

なお、今回、6 業種について郵送調査方式を導入するわけですが、この回収状況を更に向上させていくというようなことで、今の実施方法に更にプラスアルファできるような方法がないかどうかについては、20 年調査の結果をベースに分析をしながら検討を引き続き

させていただきたいと考えております。

関連した改正内容としまして、コールセンターというものを 21 年調査から設置をしたいと考えておるところでございます。資料 2-11 を用意してございます。簡単なポンチ絵で恐縮でございますけれども、ご覧いただければと思います。基本的にはコールセンターの業務、国の方から民間事業者の方へ外注をすることを前提にしてございますが、調査対象事業所などからの問い合わせ、若しくは苦情といったものについて対応を図ることを想定してございます。いわゆるインバウンドでの対応ということになるかと思っております。

これまで都道府県及び調査員の方に集中をしてきましたこういった問い合わせ等に関しまして、きちんとした役割分担をすることが前提でございますけれども、一定程度コールセンターの方に流すというようなことで、事務負担の軽減ということ、それから回収率向上等を含めた調査環境の整備といった形を目的として設置をしたいと考えているところでございます。

なお、設置に関しましては、運営に当たってコールセンター、都道府県調査員の役割分担、これをきっちりと明確にすることが重要と考えてございます。ただ、両者間での問い合わせ情報等をきちんと共有化していくというようなこと、この辺を含めて国と地方の連携強化ということをきちんと課題と据えて設置をしていきたいと考えているところでございます。

以上が、5.調査実施方法の変更ということでございます。

続きまして、「平成 20 年調査計画の答申に関する今後の課題への対応」ということでございますが、先ほど犬伏審査官からも御紹介ありましたとおり、指摘事項 4 点ほどございますが、1 から 3 につきましては、今まで御説明をしたとおりのことでございます。重複をいたしますので、省略をさせていただきたいと思っております。

残っております指摘事項としましては、4 というところでございます。この指摘事項に関しましては、内容が 3 点ほど包含をされております。結論を申し上げますと、1 から 3 と併せまして、内部でも検討を同様にしてまいりましたけれども、それぞれ解決すべき課題が非常に多いということから、今回の改正計画の設計までの期間では有効な結論は得られなかったということで、引き続きの検討課題ということで整理をさせていただきたいというのが結論でございます。

簡単に具体的に中身について申し上げますと、3 点目のうちの 1 点目は「デザイン業」、「機械設計業」などにおける外注業務の内容等の把握ということでございます。これにつきましては、例えば外注経費などについて、業務種類別、外注契約先別にそれぞれ区分するなどして経費を把握するとかというような方法がまず少し考えられるわけでございますけれども、18 年以降、調査の概念を大きく変えてきているということ、それから設定した事項のすべてについて評価がされていないという中で、今般の経済情勢下においては、これ以上、事項を大きく設定するというに関しましてはなかなか調査協力は得られにくいと考えられます。もともと本調査、先ほど申し上げたとおり負担感の大きいと言われて

いる調査であることも考慮すれば、今後の調査事項の改正を考えますと、スクラップ&ビルドというようなものを前提にするようなことを含めて考えていく必要があるということをご考慮すれば、引き続き検討させていただきたいというようなところでございます。

それから、2点目、これは各業種における産業財産権の取得件数の把握ということでございます。これに向けた把握について定義的な設定がいろいろ必要になってくるわけでございますけれども、先ほど御紹介のありました公的統計の整備に関する基本的な計画において、ビジネスレジスターの充実と拡充の具体化策ということで御紹介されております企業の登記情報と企業出願人の名称、所在地との照合というようなことについて記述がされているところでございます。21年から検討が開始され、速やかに実施をすることが求められているということでございます。

一方で、企業の登記情報ということは、今、まだ計画段階ではございますが、センサス以降、各種統計調査の母集団情報となり得るビジネスレジスターというところでも活用がされるということをご考えますと、本調査の母集団情報についても、こういったところから、今後提供を受けるということを踏まえれば、このような指摘の対応について実施がされたものについては御指摘のところをきれいに精査するための有効なツールとなり得ると考えられるということから、これらの検討状況を少し踏まえさせていただきながら、引き続き、こういった形で導入ができるかを検討させていただきたいと考えているところでございます。

最後、3点目でございますが、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」において、年間売上高の契約先産業別割合の産業区分をもう少し内訳を細かくしたらどうかというような御指摘でございます。この点につきましては、実施可能性を図るために、業界団体いくつかヒアリングをさせていただいたところではございますけれども、現状では帳簿上の整理などについて、更に手数をかけなければいけないということで、非常に負荷が大きいのではないかといった御意見をいただいているところでして、21年の調査の段階で改めて設定をするのはなかなか難しいと考えているところでございます。

したがって、これについても引き続き実施可能性を含めた検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上が、平成20年の調査計画の答申における今後の課題の対応ということでございます。

なお、最後に、今回の計画設計に当たりまして、標本設計欠測値の補完、表章の見直しなどについて、内部に有識者を交えた研究会を設置して検討を進めてまいりました。ここでもさまざま議論やセッションをいただいておりますけれども、今後の設計に向けて課題ということも指摘をされているところでございます。今回、改正計画を説明させていただくのに当たりまして、この結果についても主な検討課題、経緯について御報告をさせていただければと思います。

大きくは、4点ほどの検討をさせていただいてきているところでございますが、「標本調

査の導入」に関しまして、「主な指摘課題」ということで、層の設定が業種別、事業従事者数規模別、都道府県別と非常に細かいということ。都道府県別 47 層というのは、ブロック別でもいいのではないかというような御指摘。これについては地域別データに対するニーズということは、都道府県別の表章というのは最低限必要だと考えておりますので、層の設定については、都道府県別が必要であるというような整理であります。

それから、事業従事者数規模別の 8 層については、小規模事業所の層を統合、例えば 30 人未満を 1 つの層にするとかというようなことで設定ができるのではないかとということですが、事業従事者数規模別については詳細区分、いわゆるこれまでの表章の結果も含め、詳細な区分が必要ということで 8 層の設定をさせていただきたいという整理でございます。

また、としては、過去の特サビ実態調査の結果を試算に用いることができない業種、28 業種のうち 17 業種ほどございますが、これについては、従前一番最初に設計をしたときは、事業所・企業統計の事業従事者数を 1 つの基礎にして設計をしていたわけですが、同一売上高の概念ということで、サービス業基本調査など他の調査結果を活用して試算すべきだという御指摘でございました。これについては、今回の設計でも取り込ませていただいて、サービス業基本調査の結果を一部の業種については使って設計をしているところでございます。

として、母集団の少ない業種については、標本設計としないで、多少対象数の増があったとしても高い精度を得るためには、全数調査とすべきだという御指摘。これについても、先ほど来申し上げたとおり、対象数が 1,000 に満たないような業種については全数という形で整理をさせていただいたところでございます。

層の標本数がゼロ、47×8 層ということで、相当細かい層になってしまいますので、調査対象数が層の中に 1 つも入らないというようなもの、もしくは 1 つしか入らないというようなものが多数出てくるわけですが、こういった場合は、調査実施後の総和の推定とか、標準誤差率の試算などができないということがありますので、こういった過程を考えれば、最低標本数というのを設定すべき。その際、2 という配分をすべきではないかとということで、これも今回の設計で採用させていただいているところでございます。

それから、標本設計そのものに関する「今後の検討課題」ということでございますが、層の設定において、先ほど申し上げたとおり、事業従事者数規模ごとの設定ということにしてございますが、更に正確な設計をしていくためには、法人、個人、事業形態がそもそも違うような区分について、きちんと区分をした設計を検討すべきだということでございます。これは引き続き検討をさせていただければと考えておるものでございます。

以上が標本設計でございます。

「2. 調査事項の精粗」ということでございます。これに関しては、いくつかの御指摘をいただいておりますが、まず 標本設計から導かれた業種ごとの悉皆層の設定を精粗を図る際の基準に用いるべきではないか。これは抽出層を簡素化する対象と設定するとか、

いろんな方法があるのではないかとということで、今回はこの悉皆層の設定を図らせていただいたということでございます。

それから、精粗における簡素化は、調査業種の拡充の段階においては未経験の業種も多いことから、慎重に簡素化を図るべきだということでございます。これについても、今回の調査計画の中に織り込ませていただいているところでございます。

この関係での「今後の検討課題」として出されたのが、精粗の導入の効果を定性的にきちんと把握すべき、評価をしていくべきだということでございます。具体的にはこの精粗を図ったことで、小規模事業者に対してどの程度負担軽減になったのかというようなところをきちんと評価していくということでございます。

「3.表章の見直し」の部分でございますが、指摘を受けた課題としては、誤差率が高い表章は統計表として削除すべきだということでございます。仮に参考表として情報提供するとしても、誤差情報を含めたきちんと周辺情報を併せて提供すべきであるということです。これについても今回の計画の中で織り込ませていただいたということでございます。

「4.欠測値の補完」でございます。「(1)主な指摘事項」としては、21年調査において標本調査を導入する場合、抽出層は欠測値補完と同等の推計が行われるということで、これと比べれば、悉皆層と抽出層の整合性を考えるべきであって、悉皆層も何かしらの形で欠測値の補完をすべきだという御意見。これについては、今回の改正計画の中に織り込ませていただきました。

規模の大きい層は、可能な限り前回調査結果を推計に用いる検討を行うべきだということで、これにつきましては、今後の検討課題として取り組んでいくということです。

「(2)今後の検討課題」、方法としましては、伸び率補完、横置き補完の一部併用をするというような検討、このほかにもいろいろ方法はあるかと思えます。

非推定による補完の併用というようなことも併せて御指摘をいただいておりますので、こういった点について、今後引き続き検討を図っていくということを予定してございます。

いずれにせよ、こういった形で御指摘、サゼッションいただきました内容をできる限り、今回の改正計画の中に盛り込むとともに、内部研究会で設定をされた課題につきましては、引き続き同じような研究会を続けていって、ブラッシュアップに向けて検討をつなげていくということで考えているところでございます。

済みません、非常に長々になってしましますが、以上が21年調査の改正計画でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。今回の改正計画は大変大規模な改正であります。この特定サービス産業実態調査は、これまでほぼ毎年といっていいぐらい計画案が諮問され、そして審議してまいりました。もう5~6回になりますでしょうか。昨年の審議におきまして、積年のいろんな課題に対して集中的に議論し、そしてそれを今後の課題として示しましたが、そのほとんどに今回の改正計画案で応えるという形になっており

ます。業種を追加したことだけにとどまらず、調査事項について、事業所規模に応じて精粗をつけるとか、標本調査を導入する、あるいは集計において欠測値を補完する等の処置を施す、あるいは調査方法をこれまでよりも違った系統で行うとか、そういう多くの変更を行っておりますので、今回の計画案についての御説明も大変長々としたものになりましたが、大部にわたりますので、皆様方いくつか疑問の点もあるかと思っておりますので、審議に入る前に、事務局並びに調査実施者から説明されたことについて御質問等があれば、お願いいたします。

初めて専門委員をお願いする方もいらっしゃると思いますので、理解できないところがあるかと思っておりますので、何なりと御質問していただければと思います。いかがでしょうか。

岡室専門委員 岡室です。標本調査のことについて、ダイナミックな視点からの実施方法について確認したいと思います。それは毎年の調査において、その都度ランダムに抽出してやるのか。それとも一度抽出した標本を、例えば2年とか3年とか継続してみて、それから入れ替えると。後者のほうが、後でマイクロデータを使って固定化してやる時には都合がいいわけですが、その場合に交替のときに調査結果にずれが生ずるものもありますし、また、調査客体の負担もあるでしょうから、こういった標本の入れ替えというのを考えておられるか、確認したいと思います。

経済産業省 今の点にお答えします。結論としましては、いわゆるパネルといいますか、継続標本というのとはとらないという形でございます。観点は2つございまして、1つは層が相当細かいので、28業種×8×47という母集団、この層でおよそ1万ぐらい、ざっと目の子で30万事業所で割ると、1つの層当たり3ぐらいの平均で、そこで継続パネルをとると、本来ローテーションするところは毎年当たってしまうというのが、勿論業種によって違うのですけれども、イメージとしてありますというのが1点目。

もう一つは、調査負担の軽減という意味では、できる限りローテーションをするというのは必ず問われますので、その2点を追いまして、パネルというのを前提にしないという設計でございます。

舟岡部会長 よろしいでしょうか。欠測値の補完について、3つの方式で検討して伸び率補完が最もバラツキが小さくて分布の歪みも少なく望ましいけれども、今回は平均値補完を活用するということでしたが、伸び率補完について、過去の調査結果に層内の総和の前回調査比を乗じた値を代入する。これは総和なんですか、それとも平均なんですか。

経済産業省 平均です。

舟岡部会長 平均ですね。わかりました。よろしいでしょうか。今回の特定サービス産業実態調査の改正は大変大規模なものであると先ほど申しましたが、実は大きな意味をそれ以上に私は持っていると思います。これまで経済産業省の統計調査は全数あるいは一定規模以上だけをすべて調査する、そういうやり方をとっていましたが、そこで集計結果についても、何らかの統計的な補完を行うということを経験してきた。そのほか、これからの審議の中でいろいろ工夫される余地がかかわってくると思いますが、そうした手法、考え

方は、これからの経済産業省の各種の統計調査に大きな影響を及ぼしていくものになると私は理解しておりますし、多分今後の経済産業省の統計の審議においては、そういう視点からの検討がなされるものと考えております。

今日、時間があと30分程度しかありませんので、先ほどお願いしましたが、御出席の皆様方から、ただいまの事務局及び調査実施者からの説明を踏まえて、追加すべき論点があったら、それを御指摘いただきたい。それから、今回の改正計画案に関する考え方、御意見等につきまして、お一人3分から5分程度で、ちょうど時間になるかと思いますが、御発言いただきたいと思います。

先ほどの名簿の順に御発言をお願いいたします。最初に美添委員からお願いいたします。

美添部会長代理 人数で割り算しますと、一人3分ぐらいだと思います。論点として事務局及び経済産業省、大変よくまとめていただいていますので、先ほどの資料2-1と、席上配布資料の審査メモでほぼ尽きていると思います。順番にいくつか指摘をさせていただきます。

既に部会長から御指摘がありましたように、今回の調査は経済産業省としてある意味画期的な変化があると。その点は標本調査を本格的に導入するということと理解しています。そこで論点として業種の拡大、標本調査、調査事項に精粗をつける。これはすべて今の点で密接に関係しているものだと思いますが、まず業種を28業種に拡大することは、既に統括官室でも適切であると認めているとおり、従来からの計画に沿ったもので、この点に関しては、私も同意できます。ただし、これはサービス業の生産性の向上を把握するための調査の一環ということですので、各業種とも調査事項に工夫をされているわけですが、その調査事項の意味については、この場でもう少し確認をしていただきたいと思います。

業種が増えたことにより28万事業所及び企業をすべて調査するというのが実務的にも不可能であるということから、必然的に標本調査が導入されるということで、ここも極めて自然な結論であると思います。今回、具体的に資料2-6で詳しい設計の概要をお示しいただいています。この標本の配分、地方別の集計というか、地方別の調査の実態も考えて提案されているものですが、実はまだ若干の工夫の余地があるものだと思います。それは後で表章のところでも触れさせていただきますが、ほんの少しの工夫をすると地域表章が改善できる可能性があるのではないかと思います。

3番目の調査票につき精粗を設けるといことなのですが、これも同じ業種を拡大し、全数調査が現実的でないというところから必然的に出てくるものなのですが、次の4の表章のところを先に考え方を説明しておきますが、この表章で、従来は全数調査であるという建前、回収率が100%でないということを前提とすると、実は部会長、御指摘のとおり、回収率が変動することによって、見かけ上の変動が起きてしまうという問題点があったわけですが。今回は標本部分がありますので、どのような工夫をしても画一的な誤差が存在するというところで工夫をされると。ここで標本数における推定の手順が標本の理論から提案されているわけですが、それと同じような手順で悉皆層における「欠測値」という表現を

していますが、これは客体の無回答、未回収とともに回収された調査票における一部項目の未記入、不正確な記入に対応するということをすべて指していると理解できますが、このような手法を一体的なものとして検討される。大変すぐれた検討というか、常識といえは常識ですが、経済産業省として大変重大な決断をされたものと理解しています。

このときに問題になるのは、従来、全数ですから誤差がゼロだという設計になって表章できたわけですが、今回はこの資料のとおり、誤差率がかなり高い項目があります。そうしますと、都道府県別の表章ができる表は極めて限られてきます。これに対応してさまざまな工夫をされて、その1つの例は表側に従事者数を持ってきたということで、これは当然ながら大変正確な表がつけられるという工夫であると思います。

もう一歩進んでいただければ、少なくとも大規模な事業所・企業については、設計上ほぼ全数ですので、これを従来と同じような努力をして回収率を上げれば都道府県別にクロス表まで集計結果を公表できるということになるはずですが、ざっと見ますと、大規模で100人以上であれば、ちょっと工夫をすれば、ソフトウェア業をほんの少し増やせば、ここはすべての業種で全数になりますので、そうすれば、都道府県別のクロス表も十分できるということになります。本当は50人以上がほしいところですが、残念ながらソフトウェア業では50人から100人の層がかなり多いので、これは都道府県の協力が得られるかどうかは現段階ではちょっと判断できません。

ただ、今後の検討課題として認識されているようですので、ぜひ都道府県別の表章ができるような全数部分をどのように設定するかは、今回の調査も含めて検討課題として設定していただきたいと思います。特に表章に関して悉皆層部分で、従来対応が必ずしも十分でなかったという認識のもとに、無回答あるいは欠測値の補完ということをお考えのようですが、これはさまざまな改善方法があるだろうという発言がありましたが、そのとおりで、ただし、第一歩として踏み出すということは高く評価できるものではないかと思われるます。

ちょっと時間超えましたが、以上です。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。続きまして出口委員からお願いします。

出口委員 今の問題が一番大きい問題だと思うんですが、これは非常に画期的だと思いますが、売上の時系列については、こういうやり方で補完はできると思うんですが、ほかの項目については一体どういうふうな形になるのかという、売上に関する平均値補完はいいんですが、ほかにも調査項目たくさんあるので、その部分も欠測値があるとしてどういう扱いになるのか。中には数値的なものがあるので、同じような手法が使える部分もあるので、その辺についても全体的な検討状況とか、あるいはどういうデータが提供されるのかについて教えていただきたいというのが1点。

もう一点は、先ほど説明があって、前回の積み残し課題に関しては、いろいろ諸般の事情から難しいという御回答があったので、それはそれで非常にもっともだとは思いますが、外注状況の把握とか、付加価値連鎖の構造把握ですね。それから、もっと根源的な問

題で、内部サービスと外注の変化とか、サービス産業の構造変化が見えない中で、やはり政策に必要な情報でどうしても欠ける部分が出てくるというのがあるので、それについては引き続き検討、なるべく具体化に向けての積み残し事項の少し整理を行っていただきたいというのが2点目。

3点目は、最初、塾の話で文科省との切り分けの問題が出ていたと思うんですが、同じようにサービス・コンテンツ系は総務省と経済産業省の方との微妙なラインの問題があるので、その問題を少し整理して、特にインターネットサービス系とかいくつかの問題は完全にクロスしてしまいますので、その分、産業政策を考える上での大きな課題を残しますので、それについてもできれば、今回何らかの形で説明、あるいは今後に向けての方向性を出していただければと思います。

以上です。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。続きまして、岡室専門委員お願いいたします。

岡室専門委員 最初に部会長もおっしゃいましたように、今回はなかなか大きな改正で検討課題も多く、その中で、例えば1万回のシミュレーションですとか、随分苦労して全体的に非常にしっかりした改正案を作成なさったというふうに評価いたします。

私からは2点です。1つは、先ほど来、話題になっています欠測値の補正方法について、それから、もう一つは、出口委員と同様に今後の検討課題について私の意見を述べたいと思います。

まず欠測値の補正方法ですけれども、先ほど3つの横置き補完、伸び率補完、そして平均値補完というのが紹介されまして、シミュレーションの結果を見る限り、平均値補完が最も真の値に近いということで、それでいいと思いますけれども、ほかにもいくつか平均値補完を支持できる要因があって、私はその点からも平均値補完が最も適切かと考えます。1つは、特にここで挙がっていますサービス業は結構変化が大きい業種でありますので、横置き補完ですと、今年のような大きな売上減少が今後も続くかどうかわかりませんが、そういった場合の対応が難しいということもありますし、そしてまた、サービス業のいくつかの業種ではかなり新規開設事業所の入れ替わりが大きいということですので、悉皆層において、悉皆層は比較的規模の大きい層ですから、新規開設事業所、これは大体従事者数10人以下ですので、これがころころ入るということは多分ないと思うんですけれども、ただ、新規開設が多い業種が多いので、前年のデータを使えないということがかなりあり得ると思います。

私自身、新規開設事業所等の調査研究にこれまで携わりましたが、特に規模の小さい事業所ですと、調査で答えない項目がある。つまりこれが欠測値ですが、そうしますと、次回の調査にもまた同じ項目を答えない傾向が強いと言われております。これは統計的に検証してはおりませんが、そういったことがあります。そうしますと、前年度のデータを使って、それを基にして補完するのは難しくなる。そうしますと、セカンドベス

トという形ですけれども、平均値補完というのがとり得る唯一の方法となつてまいりますので、そういった意味でも平均値補完しかないというか、適切かと思ひました。

2点目の今後の指摘事項ですけれども、私もぜひ今後平成22年度調査以降から、内製、外注の区分ですとか、企業の技術の源泉の調査というのを含めていただきたいと思ひます。この調査の大きな利用価値というのは、単にこういった業種で、どんな事業所があつて、どれだけ付加価値があるということのみならず、そういった付加価値、あるいは売上の源泉というのはどう変わつているかということを見るところにあるわけですし、そういう点では、こういったところを外注しているか。あるいは事業所・企業がこういった知的財産を蓄えているかということは非常に重要な情報だと思ひますので、ぜひ今後検討を更に進めていただきたいと思ひております。

以上です。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。続きまして、川本専門委員お願いします。

川本専門委員 ありがとうございます。部会長、美添先生、出口先生がおっしゃつたことと重なつてしまうのですけれども、今回、標本調査を入れて経産省が所管するすべての業種にわたつたことは非常に評価ができると思ひています。事務局の方に調べていただいたら、GDPの5%を超える業種のデータの集積になるということなので、非常に意義深いと思ひています。逆に言えば、これまでそのような基礎的なデータもなくてどうやって行政はやつていたのだという批判も免れないと思ひますが、今回よかつたなと思ひます。

2つ目としては、今、御議論が出ましたけれども、検討課題になつてるところで、負担感が大きいというお話があるのですね。これは常に調査員の方にも調査を受ける方にもそれはあると思ひし、そう聞かれればそう必ずおっしゃると思ひのですね。ただ、調査の回答というのは、その調査客体にとつても、自分たちのビジネスを客観的に把握するいいチャンスでありますので、そういう意味では負担感が大きいという発言に、そういうプレッシャーに左右されすぎずによく考慮されて進んでいただきたいと思ひています。勿論スクラップ&ビルドは当然のことだと思ひています。

それから、あと学習塾の件などにも出ておりましたけれども、どこが所管しているかは役所が勝手に決めていて、国民にとってはどこで所管しているかは全く意味がないわけですね。ですからこれを調べたいと思つたら、教育関係者だけではなくて、見たらわかりやすいというのを、どういうリンクを張つていくのかわかりませんが、表章について工夫をしていただきたいなと思ひます。

以上です。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。笹井専門委員お願いします。

笹井専門委員 ほぼ、今までの御説明、あと皆さんの御意見にかぶつてしまうのですが、まず今回、特に私、対個人サービス、映画館、興行場にかかわるデータを日頃扱つていますので、そういった新たな7業種が加わつたことは非常に事業を行う上でもありがたいことだと思ひております。また、今回いろいろ標本調査だとか、欠測値の補完だとか、新

たな試みが取り入れられようとしていること、極めて現実的な対応であり、実際に使う上でもより利用しやすくなるのではないかというふうに思います。

あとは、細かいところで欠測値の補完について、特に興行場・興行団だとか、割と個人のスキルだとか、そういったところに左右される部分もある業種に関しては、なかなか平均値という概念はなじみが薄いような気もいたしますので、今後、業種によって、あるいは調査項目によって、従事者規模、事業規模だとか、そういった区分によってどういうふうに欠測値を補完していくのかということところは、初回の調査の結果を冷静にウォッチして、今後どうすれば一番現実を反映できるのかということを考えていただければと思います。

あと、ちょっとばらばら申し上げますけれども、今回非常に大きな改正で新たな業種、新たな調査項目等が盛り込まれているわけですが、こういった調査の生産性の向上を把握するという目的から照らし合わせても、時系列できちんと把握していくことが今後必要になってくると思うんですが、継続的にきちんと把握すべき項目は早い段階で確定して、それを同じような方法で時系列推移を見ていけるような形になればいいのかなと思います。

その話と少し矛盾するかもしれませんが、こういったサービス業をどんどん新しいサービスが起ってきたり、構造変化というのが起こっていますので、そういったものをどう反映させていくかということは今後の課題としてあるのではないかというふうに考えます。以上です。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。続きまして、篠崎専門委員お願いします。

篠崎専門委員 御説明ありがとうございました。今回初めて参加させていただきますが、ふだんアナリストとして個別企業の業績予測、もしくは産業の収益トレンドの予測をするために特サビを利用させていただいております。ユーザーとしての意見、もしくは株式マーケットの代弁者として意見を申し述べたいと思っております。

特サビ自体、私も、アナリスト若しくはエコノミストの中でも最も使いづらいデータの1つであったというふうに認識しております。先ほど舟岡先生含め画期的な改正をこれからしていくということでしたので、非常に期待感を持って今日実は拝聴させていただきました。欠測値の補正といった統計的な専門的な知識はないのですが、各現場からの意見を集めてきましたので、皆さんに御案内したいと思っています。結論は横比較が非常に難しいということです。売上のみならず客単価、あるいは利用者数、施設数といったことの比較をどうしてもしたいと。また、事業者の方たちの見通しももしあれば、非常におもしろいのではないのかと考えます。

調査票などもいろいろ拝見しましたが、果たしてこの産業において、売り場面積などを調査する必要があるのかなというセクターなどもありまして、私は流通業専門なのですが、例えば、家電量販店や百貨店は売り場面積が非常に重要ですが、外食産業などは売り場面積は必要ではない。席数が重要です。

そういう意味で、本当に求められている、株式マーケットなりユーザーなりが、そのデ

ータを見て、産業の成長性を占っていくという意味での根本的なデータをいろいろ探っていく必要があるのではないかと考えております。これが1点目です。

2点目は、現場からの意見なのですけれども、データ開示だけではなく、要因の分析というもののコメントがどうしてもほしいということです。特に手前どものアナリスト若しくはエコノミストが、何でもこういう状況になっているのかとデータについて理由が知りたいと思って、こちら様にお電話をしてもたらい回しにされた結果、「わかりせん」という回答が再度返ってくるという声が聞こえてきます。そこも冒頭に申し上げた、使いづらい要因の1つであると。本当に意義があるデータ集にするためには、ユーザー側も納得させるということも1つは必要なのではないかと考えております。

あとは、調査に協力して下さった企業の名前をある一定の開示といたしましょうか、特定企業の大きいところではこういったところがアンケートに答えていますよといったところの開示があると、お互いに企業とのコミュニケーションもとりやすいのではないかと考えております。あるいは個別の産業については、今後申し述べるべきなのかもしれないのですが、例えば学習塾の調査票なども拝見しても、個別指導、集団指導といった内訳はあるのですが、例えば通信教育といったところも加えるべきではないのかという現場からの意見もありましたし、あるいは英会話の教室などはNOVAの事件以降、ほとんどデータとして使いづらいという意見も上がってきております。

今日、各先生方からの御意見もありましたが、やはり横の省庁との補完といたしましょうか、警備、人材サービス、ホテルとか旅館、あるいは外食、介護、保育といったデータが加わると、いわゆるサービス業全体を見ていくという意味ではより非常に優位なデータになってくる。これはいろいろな無理があるのかと思うんですけど、最終的にはサービス業の稼働率を把握していければというのが我々現場の者も非常に期待するところなんです。国の設備投資、雇用状況、生産性の分析ということには、サービス業の稼働率の把握というのは非常に将来的に有意義になるのではないかと考えます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。それでは鈴木専門委員お願いします。

鈴木専門委員 鈴木でございます。私も今回初めて委員に就任させていただきました。中小企業金融の現場に携わっている者として、皆様とは大分見方も変わってくるかもしれないのですが、まず今回、対個人サービス業が7業種追加されたということで、実は私、産業調査の方も担当しておりますけれども、個人サービス業というのは、業界団体が整備されていなかったり、あるいはあっても一部の大手しか参加していないというような業種が多々ございます。ということで、今回のこの改正によりまして、かなり網羅的な実態把握ができることは、今後、非常にプラスになると考えております。

意見といたしましては、1つでございますけれども、業種という点からは、既にサービス業は非常に多様化しております。多様化と申しますか、あるいはボーダーレス化と申しましょうか、先ほどからも所管官庁が云々という話がいろいろ出ておりますけれども、1つの企業において異なる所管官庁の業務をやっておられるところもあります。例えばベネ

ッセコーポレーションは教育とともに介護も取り扱っておられたり、また、メガフランチャイジーなどというところは、例えばDVDのレンタルに加えて外食等も併せてやっているというところもございますので、事、経済産業省さん、所管のサービス業ということにとらわれずにその辺の広がりを今後検討していく必要があるのではないかと感じている次第でございます。以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。それでは、土屋専門委員お願いします。

土屋専門委員 今回の改正点いろいろございますけれども、大枠としましては基本的にこれの改正に私も賛成いたします。その上で5点ほど申し上げたいのですけれども、まず第1点は、今までほかの委員の先生方もおっしゃっていましたが、サービス業というのは広がっている動きが激しいという中で、今回業種を非常に細かく分けて、それぞれの業種に対応した調査票をそれぞれつくっていくということになっておりますけれども、短期的にはそれでそれぞれの業種の特性を把握できるのだと思うんですけれども、同時に統計としては、長期的な継続性も重要だと思います。つまりサービス業全体がどう変わっていったのかということの中長期的に見ていく上では、短期的にフィットはしていても中長期的にずれていったときには、毎回毎回それで変えていくことになりまして、継続性といったところが見えにくくなるのではないかと。ですからもう少し長い視点で見て、サービス業全体をどうとらえていくのかという視点で今後検討が必要ではないかと思えます。

それから、2点目ですけれども、今回7業種追加するわけですが、今まで調査の対象となった業種につきましては、この調査についてよく知られていると思えますが、新たな業種につきましては、初めてということで、場合によっては回収率が低くなるというようなことも予想されるかもしれない。新たな業種に対してアピールしていくというようなことが必要だろうと思えます。

それから、審査メモに先ほど重複の話がございました。ほかの調査との内容の重複というようなことがございましたけれども、重複といったときに内容という意味と、もう一つは調査対象の重複というようなことも観点としてはあるのではないかと。つまり同じ企業にいろんなところから似たような調査が来るといような、そういった重複をなるべくなくすという観点も必要だろうなと思えます。

ちょっと細かいことになりませんが、資料2の後ろのほうに、国直轄の郵送調査の回収率が出ておまして、大体50%前後という低い回収率が出ておりましたけれども、これを考慮しますと、もともと計画したサンプルサイズに比べて、計画したというのは理論どおりに計画したサンプルサイズに比べて実際に調査する数はもう少し多くなるのではないかと。というような気がいたしますけれども、そのあたりは大丈夫なのかどうか。

それから、5点目ですが、今回4人以下で調査票を替えるということですが、4人以下かどうかということは、どこの時点で、だれがどういう基準で判断するのかというようなことは重要な点になってくると思えますので、そのあたりも示していただければ

と思います。

以上です。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。本日は統計委員会の担当室長の中島室長に御出席いただいております。中島室長から何か御意見等ございましたら。

中島室長 統計委員会の事務局なので、こういうところでお話しするべきかどうかわからないのですけれども、部会長からお許しを得ましたのでちょっとお話しさせていただきますと、私も3月で室長をやめて、4月から大学に戻るので、そういうことも含めてちょっと言わせていただきたいと思いますと思うんですが、私もサービス業の生産性の研究をいろいろやってきて、本当にこの特サビというのは使えない統計だなというふうに思っているんですね。どういう点で使えないのかというと、中途半端なんですね。

どういうことかといいますと、結局生産性を図るためには、生産量をはっきり把握できなければいけないわけですが、これを見る限りでは売上はわかりますが、アウトプットに関する数量と単価の情報がほとんど正確にとられてないということですね。新しいサービスの動きというものも必ずしもとらえてない。例えば冠婚葬祭なんか一番上にあるのでちらちら見ていたのですが、最近のこういういろんな動き、葬祭業なんてペット供養なんて最近よくやって、そういう業種をまたいでいろんなことを、レストランが最近結婚式やるようになってきていますね。そういうような動きというのもよくわかりませんし、基本的なアウトプットの情報がわからない。それから、インプットも労働時間の調査がないものですから、インプット側もわからないわけですね。有形固定資産も取得額しか調査していませんから、残高もわからないということですね。

いろんなこの業界の新しい動きとか、特性がわかるかということ、これだけでは今言ったような冠婚葬祭の問題もありますし、学習塾なんかだと、この統計数値から、日能研とSAPIXの違いがわかるかということも多分わからないと思うんです。要するに成果がわからないですね。学習塾なんていうのは、できる子どもをとってくれば必ず実績が上がるわけですから、だからそういう何を指す統計なのかということをはっきり定めた上で、どういう内容を聞くべきかということが本当に必要な統計ではないかと思います。統計自体の重要性もよく把握していますし、またサンプル調査等に切り替えて、非常に改善があったことは非常に喜ばしいことだと思うんですけれども、そのあたりの統計全体を考えたときの特サビ実態の位置づけというようなものを少し考えて何を聞くべきか。調査負担も相当重くなるわけですね、いろんなことを聞くと。基幹統計で報告義務を課すわけですから、何をここで聞くべきかということをしっくり検討して、今後いい調査にしていっていただきたいと思います。

事務局としてこういうことを言うのは無責任ではあるのですけれども、しばらくこの業界から、私も足を洗いますので、最後に部会長のお許しを得て申し上げさせていただきます。失礼いたしました。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。続きまして、審議協力者として御出席い

ただいている方の中で御意見、御質問ございましたらどうぞ発言をお願いします。いかがですか。各省、都道府県、日本銀行いかがでしょうか。どうぞ。

厚生労働省 欠測値との関係もあるかもしれませんが、そもそも標本調査を導入されている層の復元というか、推定の仕方というところが、私にはわかりませんでした。場合によっては推計方法の考え方が、先ほどの欠測値のところと言った平均値を埋めているような形と、実は同じになっているのか、そこはどのような形でやられているのか、教えていただけますか。

舟岡部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。一番最後に厚生労働省からの質問がありましたが、復元の方法はどのように行っているかということについて実施者からお願いします。

経済産業省 推定の時の総和なりの考え方についての質問については、結論から言うと、平均値補完的な考え方で推定することを前提に考えております。ただ、実際には業種によってはこういう大きなところがかなり欠落するとか、もしくは母集団数が5の層で、今、2、配布したのですが、2が返ってこないとか、実際にいろんな悩みが今後課題が山積すると思いますけど、それはここで話すというよりは事務方的にいろいろ勉強して、しっかり詰めていきたいと思っております。

舟岡部会長 ほかによろしいですか。それでは、ただいまいただいた御意見を簡単にまとめますと、概ね委員、専門委員の皆様は今回の改正計画について大変前向きに評価されておられると理解しております。意見としましては、特定サービス産業実態調査、非常に使いづらい統計で、あるいは中途半端な統計だとそういう厳しい御指摘がございました。特サビが使いづらい理由として、業種間の比較が利用できないとか、あるいは業種によって調査事項が適当でないものがある。学習塾等では通信教育を知りたいし、外食だったら、売り場面積より椅子席であると。こういうものは今後調査票を検討する中で改めて御審議をいただきたいと思えます。

それから、生産性を把握するというのがこの統計の大きな役割だとするならば、アウトプット、これを例えば活動の量的な成果を捉える事項、あるいはインプット面で労働時間等のそういう調査事項、これについてどうも情報が少ない。事業所の属性等を明らかにするそういう調査内容となっていないと、そういう御意見がございました。これについても、この調査の役割ということを議論する中で検討していきたいと思えます。

それから、論点として、今後追加すべきこととして、ただいまの御紹介した御意見と共通しますが、調査の役割、目的の観点から、調査事項の設定は適切かということについて幅広く検討することが必要だろうと思えます。それから前回、答申の中で今後の課題として指摘されていた外注等の状況、これについて、今回は具体化に向けた検討を一步進めて行うべきだと、そういう御意見がございました。

それから、特に悉皆層で標本の追加等を行うことによって都道府県別の表章が可能となるならば、そこについても検討すべきではないか。これは論点かと思えます。それから何人

かの委員の方から御指摘があった点ですが、所管業種が他省庁と重なる業種について、対象をどのように把握すべきか。各省で所管した場合に、その表章の仕方についてそれぞれの省庁が所管する統計情報をどうやって統合して表章するか、ユーザーの視点に立って検討すべきであると、そういう御意見がございました。

それから、欠測値補完については質問、意見、いくつかの提案がございました。質問としては、売上高以外の項目について欠測値補完をどのように行うのか。これは後ほどお答えいただきたいと思います。それから、欠測値補完については、今回は平均値補完を行い、今後、伸び率補完、それを検討することになっていますが、サービス業については改廃が激しい。それから未回答項目は決まった項目であるという、そういう規則性があるということから、平均値で補完することが適当であると、そう考えられる。そういう御意見がありました。更に欠測値補完については、適切な層別を検討すべきであろうという御意見もございました。

それから、本調査はこれまでは構造統計調査として毎年の業種ごとの特性を明らかにするという調査でありましたが、今回、必要な補完を行い、母集団復元を行うことで年次の動態統計としても活用することが可能となります。そのことに伴って長期的に時系列で把握することが可能になるように、例えば調査事項を固定的にどんな項目を固定して継続すべきか等についても議論しておく必要があるという御意見がございました。

それから、業種の拡充を今後考えるときに、その際、経済産業省以外が所管する、そういう業種についてどのように拡充していったらいいのか、そこについても考えるべきであって、その際、どういう情報を捉えたらいいかということについても併せて検討すべきであると。

それから、国直轄の郵送調査の回収率が50%で低いというのは当初予定に比べてどうなのか。これは低すぎるのではないかと、そういう御意見ございましたので、これについてもお答えできる範囲でお答えいただきたいと思います。

これは非常に重要な御指摘であります。4人以下の従事者の基準をどういう情報に基づいて定めるのか、ここについて明確にしておく必要がありますし、場合によってはいろんな工夫が必要であろうということでもあります。

そのほか、共通して述べられたことで、サービス業は依然として統計情報が不足している。警備、宿泊、介護、保育、教育関係、そういう業種を対象としたサービス業に関する統計が必要である。

それから、これは要望であるかと思いますが、単にデータの開示だけではなくて、要因背景についても解説が必要だということは、これは今、統計調査結果を公表するときには、調査結果の概要を統計の頭の部分につけていますが、そこを更に充実させて、単に作成するだけではなくて、実施者は智恵を使って分析まで含めてユーザーに提供していただくと、特定サービス産業実態調査がよりユーザーにとって使いやすい、有用性の高まる統計になると、そういう御指摘だと思いますので、これはここですぐ検討するということではあり

ませんで、要望として受け取っておいていただけたらと思います。

少しまだ御指摘いただいた点、あるいは御質問いただいた点について漏れている点があるかもしれませんが、それは次回以降の審議の中でまた改めて御意見をいただけたらと思います。

それで、先ほどの売上高以外の欠測値補完についてどう考えているかということについて、実施者からお答えできるようでしたら。

経済産業省 先ほどの御質問は、まず提示したものが売上高に関するシミュレーションみたいのを出しましたので、ある意味、売上高だけを補完するものと御理解いただいたと思うんですが、基本的な考え方としては、欠測値を補完するというのは、全項目について何らかの補完をして公表するというのが前提でございます。その第一歩としてどういう方針でいくのかというときに、機軸としてまず売上高を使ってみて、どの方角に進んでいくのかというのをまず決めた次第でございます。

ただ、1点だけ、これはあらかじめ申し上げなければいけないのは、欠測値の補完については非常に難しいなと事務方でも考えていますのは、ちょっと言葉が変ですけども、やろうと思えば、そこで限りなく細かく1票、1票丁寧に見るような作業になるのですけれども、例えばこの統計を1年間以内にすべて仕上げ公表するとか、どこまでどの労力をかけてやるべきなのかというのはやればやるほど当然公表は遅れるとか、人員が必要だとか、開示をしなければいけないとか、そういうことも考えて、我々は最終的にある意味どこかでジャッジメントしなければいけないのだろうと思っています。時間軸でいきますと、来年年内ぐらいまでかけてしっかり分析して研究していきたいという状況でございます。

以上でございます。

舟岡部会長 もう一点質問で、国直轄の郵送調査の回収率、50%で低くて、これは当初想定していた回収率なのか、それとも何か予想しなかったことでこれだけ低いのかということについていかがですか。

経済産業省 昨年、計画を御審議いただいたときに、我々が目標にしていた回収率は同等程度でございますので、80%というのを想定していました。当時の議論としては、専門委員の方からもなかなか80%確保というのは非常に難しいのではないかという御意見をいただいておりますけれども、可能な限りいろんな方策をとった上で、80%は目指させていただきますということで、最終的には御理解をいただいたのかと思っております。

当時、御提示をしました方法については、基本的にすべて、例えば外注事業者への対応であるとか、省内関係部局への働きかけであるとか、業界団体への働きかけであるとかということは基本的にやったわけでございますけれども、結果こういった今状況でございますので、先ほど土屋専門委員からもお話がありましたとおり、新しい業種でございますので、調査そのものも経験値が全くない産業が直接相手になったということで、仮にまた小さいところ、大きいところで差異があるかということ、これもまた実はあまり大きな差がないと

ということもあるものですから、こういった状況をもう一度今回は分析をし直して、更にブラスアルファとして整えられる方策を考えた上で、ことし以上の回収率を今回6業種については確保するように努力をしたいと考えているところでございます。

いずれにしろ、まだすべてについて分析ができてないものですから、状況を踏まえながら勉強させていただければと思っています。

舟岡部会長 まだまだ御意見等、議論したい点もあるかと思いますが、時間をもう既に15分過ぎておりますので、本日の審議はこれまでといたします。次回以降の部会におきまして、本日、席上配布した資料で、審査メモ案というのがございます。これに従って御審議をいただくこととなります。

なお、部会長として皆様方にお願いがございます。時間は限られていて、そして審議すべき事項は非常に膨大であります。審議を効率的に行うために調査事項、そして調査票の文言、集計事項等の詳細な部分については、部会の場で1つひとつ御指摘いただきますと時間が足りなくなるおそれがありますので、お気づきの点がありましたら、あらかじめ事務局まで電子メールにより御連絡いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

今回、いただいた御意見、御指摘につきましては、事務局で取りまとめた上、調査実施者において指摘に対する回答を作成していただき、次回部会に資料として提出させていただく方法をとりたいと思います。御協力よろしくお願いたします。

本日は、以上で閉会としますが、本日の部会の結果概要につきましては、4月13日に開催予定の統計委員会において報告する予定であります。

次回の部会日程について、事務局から説明をお願いします。

犬伏統計審査官 次回は4月1日(水曜日)、15時から、この庁舎の6階の特別会議室において開催いたしますので、よろしくお願したいと思います。

それから、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会でも審議資料として使いますので、基本的には忘れずにお持ちいただきたいと思います。委員、専門委員につきましては、非常に大部のものでございますから、必要なものだけお持ち帰りいただいて、あとは私どものほうでドッジファイルに綴じて次回の部会でも御利用できるようにさせていただきますのでよろしくお願いたします。

舟岡部会長 必要なものだけお持ち帰りいただければと思います。

それでは、少し長い時間になりましたが、これで第14回産業統計部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上